

平成19年第1回三笠市議会定例会

平成19年3月19日(第2日目)

議事次第(第2号)

- 1 開議宣告
- 2 諸般報告
 - (1) 一般行政報告(追加)
 - (2) 教育行政報告(追加)
- 3 議 事
- 4 閉会宣告

議事日程

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 諸般報告について(一般行政報告・教育行政報告) |
| 日程第2 | 議案第1号から議案第26号まで(委報第1号) |
| 日程第3 | 議会運営委員会委員の辞任について |
| 日程第4 | 意見書案第1号 日豪FTA/EPA交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する意見書 |
| 日程第5 | 意見書案第2号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書 |
| 日程第6 | 意見書案第3号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書 |

出席議員(13名)

議 長	9番	扇 谷 知 巳 氏	副議長	6番	田 中 茉莉子 氏
	2番	斉 藤 勲 氏		3番	齊 藤 且 氏
	4番	佐 藤 孝 治 氏		5番	儀 惣 淳 一 氏
	7番	藤 浪 成 憲 氏		8番	高 橋 守 氏
	10番	猿 田 重 夫 氏		11番	谷 津 邦 夫 氏
	13番	森 田 三 男 氏		14番	熊 谷 進 氏
	15番	岩 崎 賢 治 氏			

欠席議員(0名)

説明員

市 長	小林 和 男 氏	助 長 役	西 村 和 義 氏
企画総務部長	森 原 裕 氏	企画振興課長	富 樫 誠 氏
総 務 課 長	澤 上 弘 一 氏	総 務 課 主 幹	松 浦 基 晴 氏

財 務 課 長	磯 瀬 孝 氏	環 境 福 祉 部 長	黒 田 憲 治 氏
市 民 生 活 課 長・	内 田 克 広 氏	福 祉 事 務 所 長	阿 部 弘 之 氏
選 管 事 務 局 長			
保 健 福 祉 課 長	永 田 徹 氏	經 済 建 設 部 長	西 城 賢 策 氏
建 設 管 理 課 長	北 山 一 幸 氏	水 道 課 長	作 佐 部 盛 秀 氏
教 育 長	富 樫 繁 樹 氏	教 育 次 長	吉 田 正 幸 氏
病 院 事 務 局 長	深 田 智 明 氏	病 院 管 理 課 長	佐 藤 健 治 氏
		署 長 兼	
消 防 長	富 田 照 男 氏	總 務 予 防 課 長	辻 道 元 信 氏
消 防 課 長	石 岡 竹 志 氏	生 活 安 全 セ ン タ ー 長	西 原 淳 志 氏
監 査 委 員	宇 野 政 美 氏	監 査 委 員 事 務 局 長	栗 山 俊 彰 氏
出 席 事 務 局 職 員			
議 会 事 務 局 長	本 田 稔 雄 氏	總 務 係 長	小 田 弘 幸 氏

開 議 宣 告

議長（扇谷知巳氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 諸般報告について

議長（扇谷知巳氏） 日程の1 諸般報告に入ります。
一般行政報告の追加について、市長から報告を求めます。
小林市長、登壇報告願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 行政報告の追加申し上げます。
報告第1号損害賠償履行請求事件に係る住民訴訟について報告いたします。
別紙をごらんいただきたいと思います。

本日、私の方に、そこに記載されておりますように、損害賠償履行請求事件として、原告阿部進ほか1名から被告三笠市長小林和男に対して、口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状が届きました。私どもとしては、この件につきましては、既に議会にも報告いたしましたように、監査委員の勧告に基づきましてすべて是として行為を行ってまいりまして、この件はすべて解決したものというふうに判断いたしました。今後は場が司法に移りましたので、これから後は弁護士と十分相談の上、私どもとしての従来決定してまいりました考え方に基づきまして対応していきたいと、このように考えております。訴状等についてはそこに添付いたしておりますので、十分ごらんいただきたいと思います。

なお、これ以降の問題については、私ども行政として弁護士と対応してまいりますが、その都度、議会の方に逐一報告してまいりたいと思っておりますので、その件もあわせて報告申し上げたいと思えます。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

次に、教育行政報告の追加について。

教育長から報告を求めます。
富樫教育長、登壇報告願います。

（教育長富樫繁樹氏 登壇）

教育長（富樫繁樹氏） 教育行政報告の追加を申し上げます。

報告第1号市内小・中学校教職員の人事についてであります。

まず、校長人事であります。定年退職者1名、転出者が2名であり、転入者は2名であります。

次に、教頭人事は、転出者が5名であり、転入者は4名であります。

一般教職員の人事については、定年退職者が2名、転出者が11名であり、転入者は8名となっております。

以上、人事異動の全体につきましては、退職者を含めた転出者が21名に対し、転入者は14名で、差し引き7名の定数減となり、幌内小学校の統廃合に伴う定数減が主な要因であります。

この結果、平成19年度当初の教職員定数は、91名となるものであります。

次に、報告第2号平成18年度市内中学校卒業生の進路状況についてであります。

18年度の卒業生は97名であります。3月14日現在における進学予定者は、95名で97.9%になります。未定は2名で、2.1%の内訳となっております。

学校別の内容については、別紙のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、報告第3号三笠高等学校教職員人事についてであります。

まず、校長、教頭及び事務長の人事であります。全員が転出し、転入は3名であります。

次に、教職員の人事につきましては、退職者を含む転出者が5名、新規採用を含む転入者が4名となっております。

この結果、平成19年度当初定数は24名となります。

次に、報告第4号平成19年度三笠高等学校の合格者の状況であります。

平成19年度の募集状況につきましては、間口2学級、定員80名に対し、第1次の受検者は30名であり、全員が合格となりました。したがって、現時点における入学予定者は30名であります。また、第2次募集につきましては、3月26日から28日までとなっており、合格発表が3月30日に予定されていることから、最終合格者の数は若干の変動が生じる見込みであります。

最後に、報告第5号平成18年度三笠高等学校の卒業生の進路状況であります。3月16日現在で別表のとおりとなっておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、教育行政報告といたします。

議長（扇谷知巳氏） これより、教育行政報告に対する質問に入ります。

まず、報告第1号について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第2号について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第3号について。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、報告第4号について。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 最後に、報告第5号について。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから、教育行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第2 議案第1号から議案第26号までについて(委報第1号)

議長(扇谷知巳氏) 日程の2 委報第1号、議案第1号から議案第26号までについてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において予算審査特別委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

猿田委員長、登壇報告願います。

(予算審査特別委員長猿田重夫氏 登壇)

予算審査特別委員長(猿田重夫氏) さきの本会議において付託になりました案件につきまして、その審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第1号から議案第12号までの条例案件12件、議案第13号から議案第16号までの補正予算4件、議案第17号から議案第24号までの予算8件、議案第25号の土地取得1件、議案第26号の市道認定1件の計26件であり、以下、御報告申し上げますが、審査の詳細及び質疑答弁の内容につきましては、今回、議長を除く全議員が委員となり、委員会審査を行っておりますので省略をさせていただきます。審査の結果についてのみを御報告とさせていただきますので、御了承賜りたいと思います。

なお、御配付の文書及び資料の説明につきましても、省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

それでは、報告いたします。

議案第1号三笠市部、課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号三笠市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号三笠市営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号三笠市訪問介護利用者負担額減額条例の一部を改正す

る条例の制定について、議案第6号三笠市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号三笠市重度心身障害者医療費条例及び三笠市ひとり親家庭等医療費条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号三笠市廃棄物処理及び清掃条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号三笠市国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号三笠市商工業等元気支援条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号市立三笠総合病院事業設置等条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号三笠市助産施設入所条例の制定について、議案第13号平成18年度三笠市一般会計補正予算について、議案第14号平成18年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算について、議案第15号平成18年度三笠市介護保険特別会計補正予算について、議案第16号平成18年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算について、議案第17号平成19年度三笠市一般会計予算について、議案第18号平成19年度三笠市老人保健特別会計予算について、議案第19号平成19年度三笠市国民健康保険特別会計予算について、議案第20号平成19年度三笠市介護保険特別会計予算について、議案第21号平成19年度三笠市公共下水道事業特別会計予算について、議案第22号平成19年度三笠市育英特別会計予算について、議案第23号平成19年度三笠市水道事業会計予算について、議案第24号平成19年度市立三笠総合病院事業会計予算について、議案第25号土地の取得について、議案第26号市道路線の認定については、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

まず、議案第1号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第2号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第3号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第4号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第5号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第6号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第7号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第8号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第9号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第10号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第11号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第12号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第13号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第14号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第15号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第16号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第17号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第18号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第19号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第20号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第21号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第22号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第23号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第24号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第25号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 最後に、議案第26号について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) これより、討論、採決に入ります。

まず、議案第1号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第1号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第1号三笠市部、課設置条例の一部を改正する条例の制定については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第2号について討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第2号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第2号三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第3号について討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第3号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第3号三笠市職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第4号について討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第4号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第4号三笠市営バス設置条例の一部を改正する条例の制定については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第5号について討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第5号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第5号三笠市訪問介護利用者負担額減額条例の一部を改正する条例の制定については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第6号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第6号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第6号三笠市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第7号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第7号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第7号三笠市重度心身障害者医療費条例及び三笠市ひとり親家庭等医療費条例の一部を改正する条例の制定については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第8号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第8号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第 8 号三笠市廃棄物処理及び清掃条例の一部を改正する条例の制定については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 9 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 9 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第 9 号三笠市国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 10 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 10 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第 10 号三笠市商工業等元気支援条例の一部を改正する条例の制定については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 11 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 11 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第 11 号市立三笠総合病院事業設置等条例の一部を改正する条例の制定については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 12 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 12 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第 1 2 号三笠市助産施設入所条例の制定については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 1 3 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 1 3 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第 1 3 号平成 1 8 年度三笠市一般会計補正予算については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 1 4 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 1 4 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第 1 4 号平成 1 8 年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 1 5 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 1 5 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第 1 5 号平成 1 8 年度三笠市介護保険特別会計補正予算については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 1 6 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 1 6 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第16号平成18年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第17号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第17号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第17号平成19年度三笠市一般会計予算については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第18号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第18号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第18号平成19年度三笠市老人保健特別会計予算については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第19号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第19号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第19号平成19年度三笠市国民健康保険特別会計予算については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第20号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第20号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第20号平成19年度三笠市介護保険特別会計予算については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第21号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第21号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案21号平成19年度三笠市公共下水道事業特別会計予算については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第22号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第22号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第22号平成19年度三笠市育英特別会計予算については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第23号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第23号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第23号平成19年度三笠市水道事業会計予算については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第24号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第24号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第 2 4 号平成 1 9 年度市立三笠総合病院事業会計予算については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 2 5 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 2 5 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第 2 5 号土地の取得については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第 2 6 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 2 6 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第 2 6 号市道路線の認定については、予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第 3 議会運営委員会の辞任について

議長（扇谷知巳氏） 日程の 3 議会運営委員会委員の辞任についてを議題とします。

さきに議決した三笠市議会委員会条例の一部改正に伴い、市民クラブの猿田重夫委員が議会運営委員会委員長に辞任届を提出し、許可されたので、三笠市議会委員会条例第 1 4 条の規定により承認したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

猿田重夫委員の議会運営委員会委員の辞任については、承認されました。

日程第 4 意見書案第 1 号 日豪 F T A / E P A 交渉並びに 酪農畜産政策・価格に関する意見書

議長（扇谷知巳氏） 日程の 4 意見書案第 1 号日豪 F T A / E P A 交渉並びに酪農畜

産政策・価格に関する意見書を議題とします。

本案については、齊藤且議員ほか4人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、高橋議員から提案理由の説明を求めます。

高橋議員、登壇説明願います。

(8番高橋 守氏 登壇)

8番(高橋 守氏) 日豪F T A / E P A交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する意見書を一部朗読をもって提案させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

北海道の酪農畜産は、専門的な意欲のある担い手を中心に、恵まれた土地資源を活用しながら、新たな技術導入による高い生産性を実現しており、我が国における食料の生産・供給基地として大きな役割を果たしております。

こうした中で、政府は昨年12月に豪州とのF T A / E P A締結交渉入りを決定しましたが、仮に交渉によって関税が撤廃された場合、北海道農業はもとより地域経済は壊滅的な打撃をこうむることになります。また、牛乳需給の緩和による需給調整の実施、自給飼料基盤の確保、環境保全や食の安全・安心対策への対応などの課題が山積しており、意欲ある担い手の育成のため、北海道酪農畜産の生産基盤を維持強化することが重要となっております。

つきましては、「新たな食料・農業・農村基本計画」における食料自給率目標と「新たな酪肉近代化基本方針」における生乳・食肉の生産目標数量を着実に達成するとともに、生産者の経営安定と所得確保に向けた総合的な支援施策を構築されますよう、下記のとおり要請いたしますので、特段の御高配を賜りたくお願い申し上げます。

この結果、この関税が撤廃されますと、今、日本の食料自給率40%でございますが、それが30%以下になるとも言われております。そういうようなことで、説明を終了させていただきますが、記以下16項目につきましては、文書御配付のとおりでございますので、割愛させていただきたいと思っております。

以上を、地方自治法第99条の規定により意見書を提出させていただきたいと思っております。

平成19年3月19日、三笠市議会。

提出先につきましては、内閣総理大臣、農林水産大臣でございます。

御審議の上、御採択いただけますよう、よろしく願い申し上げたいと思っております。

議長(扇谷知巳氏) お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第1号については、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

意見書案第1号日豪FTA/EPA交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

日程第5 意見書案第2号 医師不足を解消し、安心できる
地域医療体制の確保を求める意見書

議長(扇谷知巳氏) 日程の5 意見書案第2号医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

本案については、斉藤勲議員ほか4名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、佐藤議員から提案理由の説明を求めます。

佐藤議員、登壇説明願います。

(4番佐藤孝治氏 登壇)

4番(佐藤孝治氏) 意見書案第2号を朗読提案させていただきます。

医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書。

近年、全国的に、特に小児科や産婦人科などにおける医師不足が深刻な問題となっています。地域住民が安心して生活するためには、救急医療や産婦人科・小児科医療など必要な医療サービスがいつでも利用できることが重要であり、こうした医師不足問題の解消は喫緊の課題であります。

このような医師不足は、平成16年4月から実施されている臨床研修制度により大学医局の医師派遣機能が低下し、地域の医療機関からの医師の引き上げが生じていること、公的病院等での医師の過酷な勤務実態、地域の医療機関の経営状況の悪化などが生じていること、女性医師の増加に対応する仕事と子育ての両立支援策が十分に講じられていないことなど、さまざまな原因が複合的に作用して生じております。

医師不足の解消に向け、医療機関の集約化や魅力ある研修病院の整備、病院間連携体制の整備、小児救急での電話相談窓口の整備などさまざまな努力を進めていますが、安心できる地域医療体制の整備に向けて、国においても引き続き積極的な取り組みを進める必要があります。また医師不足のみでなく看護師や助産師の不足も同様に近年重要な課題になっております。

以上のことから、政府におかれましては、医師不足を解消し、安心できる地域医療体制を確保できるよう、下記の事項について要望します。

記。

- 1、地域医療の再構築に向けて、総合的なビジョンを早急に策定すること。

2、救急医療体制の整備・維持、周産期医療体制の整備・維持のための支援策の拡充を図ること。

3、小児科医療等の医師不足が指摘される科目の診療報酬の抜本的な見直しを図ること。

4、公的病院の診療体制の強化を図るため、集約化への取り組みの支援策を拡充すること、また中核病院と地域医療機関の連携を強化するための対策を講じること。

5、臨床研修制度のあり方について検討を行い、前期・後期臨床研修において、地域医療への従事が適切に確保できるよう取り組みを進めること。

6、医科系大学の定員における地域枠の拡大を図るとともに、奨学金制度の充実など地元への定着を進めるための施策の充実を図ること。

7、院内保育の確保や、女性医師バンクの充実など女性医師の仕事と生活の両立を図るための支援策を充実すること。

8、看護師、助産師の不足に対して積極的な対策を講じること。

9、小児救急の電話相談事業の充実のための対策を講じること。

10、出産・分娩に係る無過失補償制度の早期の創設を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年3月19日、北海道三笠市議会。

提出先は、記載のとおりでございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第2号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第2号医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

日程第6 意見書案第3号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書

議長（扇谷知巳氏） 日程の6 意見書案第3号「がん対策推進基本計画」の早期決定

を求める意見書を議題とします。

本案については、齊藤且議員ほか4人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、齊藤且議員から提案理由の説明を求めます。

齊藤且議員、登壇説明願います。

(3番齊藤 且氏 登壇)

3番(齊藤 且氏) ただいま上程されました意見書案第3号「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書を朗読をもって提案させていただきます。

我が国のがん罹患率や死亡率は、ともに上昇を続けており、1980年以降、死亡原因の第1位であり、いまや死因の3割が、がんです。10年後には2人に1人が、がんで死亡すると予想されています。

昨年6月、「がん対策基本法」が制定され、日本で立ちおくれしてきた緩和ケアと放射線治療の充実などが基本理念の中に盛り込まれているとともに、がん対策を戦略的に推進することが明示されました。

同法にはまた、今年4月の施行を踏まえ、基本的施策を具体的、計画的に推進するため、国に「がん対策推進基本計画」の策定を義務付ける一方、都道府県に対しても「がん対策推進計画」の策定が義務づけられています。

今後、実効性のあるがん対策を大きく前進させるため、がん患者の痛み、苦しみを和らげる「がんと診断された時からの緩和ケア」の実施や、食生活の欧米化に伴う欧米型のがんの増加によって需要が増している放射線治療の専門医・スタッフの育成、さらに最適な治療・ケアを受けられるような体制づくりなどを含む「がん対策基本計画」を、がん対策基本法施行後、一日も早く政府において閣議決定し国会に報告すべきであります。

その具体的な施策の柱としては、全国レベルでの医療従事者への緩和ケアの研修、放射線治療の専門医等の育成・研修及び連動する大学医学部の体制充実、がん登録に必要な患者の罹患、転帰その他の状況把握・分析の整備、都道府県が設置しているがん検診の推進と質の向上のための精度管理委員会の活性化、がん研究の推進などであります。

また、全国のがん診療連携拠点病院の指定が平成19年度で280、同20年度で358になると見られますが、同拠点病院の整備とともに、速やかながん診療連携拠点病院の推薦体制の確立が求められています。さらに、がんと診断された患者が容易に複数の専門家の意見を聞くことができるようセカンドオピニオンの充実を図るとともに、がん情報提供窓口の整備、抗がん剤・医療機器等の早期承認なども含め、総合的取り組みによる患者の立場に立った、がん対策を推進すべきであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年3月19日、北海道三笠市議会。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣。

以上であります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第3号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第3号「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

以上で、今定例会に付議された事件は、すべて終了しました。

市長あいさつ

議長（扇谷知巳氏） この際、市長から発言の申し出がありますので、許可します。

小林市長。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 平成19年第1回定例会の最終日に当たり、一言お礼のごあいさつを述べさせていただきます。

かえりみますと、平成15年5月、皆様方と一緒に市民の選良として選任され、市政のかじ取りをさせていただきました。早いものであれから4年、新米市長として、多くの方々をはじめ、議員の皆様方の御指導をいただきながら無我夢中でやってまいりました。

就任間もなく6市町村による合併協議会への参加、そこでの議論、また16会場で22回に及ぶ地区別懇談会での激しい議論、最終的には90%を超える市民アンケートの結果を踏まえ、12月最終議会での自立を決定させていただいたところであります。この合併問題を通しての議論は、市民一人一人が我が町への限りない熱い思いをあらわしたものであり、すばらしい自己表現の場であったように思われました。私にとっては心強く、改めて市政のトップとしての重責を感じたところであります。

また去年は、発展基金の不適切な借入問題で厳しくマスコミに指摘され、国や道からも厳しく糾弾され、三笠の町にとっても厳しい財政状況に追い込まれましたが、平成3年から取り組んできた行財政改革の成果が結び、この問題も市民の皆さん方をはじめ議員各位の御支援と御協力をいただき、この難局を無事乗り切ることができました。ここに改めて感謝申し上げる次第であります。

さて、ここで話は変わりますが、残念なことにお二人の議員の方がお亡くなりになったということでもあります。あれほどお元気であった北沢議員、そして晴山議員が任期半ばで

御逝去されたこと、家族はもとより本人の無念を思うとき、痛恨の極みであります。改めて、御冥福をお祈りいたします。

また、このたびは、森田議員と岩崎議員が御勇退されると伺っております。森田議員は6期24年間、岩崎議員は8期32年間の長きにわたって市政発展のため、御尽力をいただきました。本当にありがとうございます。お二人には市民を代表し、お礼と感謝申し上げる次第であります。今後とも先輩議員として市政発展のために陰ながらの御指導を賜りますようお願い申し上げます。

また、ことしの2月、議員を辞職されました阿部さんには、本議会において最長老の議員として9期35年と9カ月在職され、その間、市政発展のために御尽力いただいたことに対し、心から感謝申し上げます。

最後になりますが、再選を目指す12名の議員の皆さんには、4月15日告示、22日投票の市議会議員選挙に立起されると伺っています。どうか健康に留意されまして、所期の目的を達成されますようお祈り申し上げ、最終議会に当たってお礼のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

議長あいさつ

議長（扇谷知巳氏） 続いて、私からもごあいさつを申し上げます。

平成15年5月、議長として御推挙いただきましてから、この4年間、同僚議員の皆様、そして小林市長をはじめとして行政の皆様にはこれまで多くの御協力と御指導を賜りましたことを、ここに心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

私たちの任期は間もなく終わりとなりますが、地方自治を取り巻く状況はますます厳しいものがあるかと思ひますし、とりわけ高齢化が進む三笠市にとっては、新しいまちづくりの道半ばにあって、多くの課題が山積しているのではないのでしょうか。市民の負託を真摯に受けるため、議会としてはさらなる研さんが求められているかと思ひます。

皆様方には、それぞれの所期の目的を達成され、御健勝にて御活躍されますことを心から御祈念を申し上げて、お礼のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

閉会宣告

議長（扇谷知巳氏） 以上をもちまして、平成19年第1回定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時21分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員